



## 多久市新規出店者誘致支援事業補助金の募集を開始します

問 商工観光課 商工観光係 ☎0952-75-2117



多久市では、市内の空き家または空き店舗などを活用して新たに出店をされる人を対象に、改装費の一部を補助します。出店を検討されている人は、ぜひご活用ください。

■対象となる物件 次の2つの要件を満たす物件が対象です。

- (1)多久市中心市街地以外の地域に所在する多久市内の空き家または空き店舗
- (2)東多久駅・中多久駅の周辺や、商店などが複数ある地域など、地域の経済活性化が望める場所に所在する空き家または空き店舗

※くわしい対象地域については問い合わせください

■補助内容 改装費 最大50万円（補助率10/10）

※建物に付帯するものを対象とし、備品などの動産は含みません

■募集期間 随時受付中（定員に達し次第終了）※書類審査・プレゼン審査により採択者を決定します

■応募方法 くわしくは、商工観光課商工観光係にお問い合わせください。



お知らせ

●建物の構造や設備が著しく不良な「空き家」または「空長屋」の除却費用の一部を補助します。

補助金額	空き家：最大100万円（除却費の4/5） 空長屋：最大 80万円（除却費の4/5）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不良住宅」※と多久市が認めるもの</li> <li>・個人が所有する空き家または空長屋であること</li> <li>・公共事業などによる移転、建替えなどの補償の対象となっていないこと</li> <li>・除却に対して他の補助金を受けていないこと</li> <li>・多久市内の業者に発注する工事であること</li> </ul>
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家または空長屋の所有者またはその法定相続人</li> <li>・市税などを滞納していないこと</li> <li>・暴力団員などではないこと</li> </ul>

※「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物または建築物の部分でその構造または設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます（住宅地区改良法第2条第4項）

### 事前調査

補助を受けるには市の調査・認定が必要です。受付期間内に必ず事前調査申請書を市に提出してください。要件に該当する物件が多い場合は、周辺への影響などを考慮して補助対象を決定します。

事前調査受付期間

5月7日(木)～6月30日(火)

## 令和8年度 多久市不良住宅除却費補助金 の受け付けを開始します

問 環境課 空き家・空き地対策係  
☎0952-75-8440





公式ライン

### 「写真が苦手」という方にこそ、体験してほしい！ 心から元気になれる【最高の笑顔の撮影会】

5月5日(火)[こどもの日]と5月中ごろに家族の撮影会を開催します。古民家カフェ【和楽庵】にて

詳細は、お気軽にお問い合わせください(東島)

☎090-4589-2510

広告



シニア専門  
イエイ!写心家  
確り八兵衛

